

広島県警察本部告示第1号

下記1に掲げる期間及び場所における道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により設けられた道路標識等による交通規制により、信号無視（原動機付自転車の小回り右折に係るものに限る。）、進路変更禁止違反又は指定通行区分違反として交通取締りを受け、反則金を納付した者に対して反則金を返還するほか、本交通規制による反則行為に対する違反点数を抹消し、違反点数が累積されたことにより運転免許の初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習又は取消処分者講習を受講した者に対して当該講習受講に係る手数料を、本来の運転免許の更新区分と異なる更新区分により更新時講習を受講した者に対して当該講習受講に係る手数料の差額を返還するので、速やかに下記2に掲げる書類を持参の上、下記3に掲げる窓口へ申し出てください。

平成27年4月6日

広島県警察本部長 宮 園 司 史

1 交通規制の種別、期間及び場所

(1) 車両通行帯、進路変更禁止及び進行方向別通行区分

ア	期間	平成5年12月27日から平成26年9月10日までの間
	場所	広島市中区東白島町19番1号先（白島交差点）西方30メートル地点から広島市中区東白島町19番1号先（白島交差点）までの間の道路
イ	期間	昭和55年2月29日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市西区商工センター五丁目1番北東角先（商工センター5丁目1番交差点）南西方35メートル地点から広島市西区商工センター五丁目1番北東角先（商工センター5丁目1番交差点）までの間の道路
ウ	期間	昭和55年2月29日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市西区商工センター五丁目1番北東角先（商工センター5丁目1番交差点）北東方30メートル地点から広島市西区商工センター五丁目1番北東角先（商工センター5丁目1番交差点）までの間の道路
エ	期間	平成16年2月18日から平成26年9月3日までの間
	場所	山県郡北広島町有田666番地先（千代田インター前交差点）東方30メートル地点から山県郡北広島町有田666番地先（千代田インター前交差点）までの間の道路

(2) 車両通行帯及び進行方向別通行区分

ア	期間	昭和61年1月1日から平成26年12月8日までの間
	場所	広島市中区舟入南三丁目13番南西角先（舟入南6丁目（西）交差点）西方40メートル地点から広島市中区舟入南三丁目13番南西角先（舟入南6丁目（西）交差点）までの間の道路

イ	期間	平成13年2月7日から平成26年12月9日までの間
	場所	広島市南区東荒神町4番18号先（東荒神町交差点）北西方10メートル地点から広島市南区東荒神町4番18号先（東荒神町交差点）までの間の道路
ウ	期間	平成20年1月16日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市西区南観音二丁目3番南西角先（南観音2丁目3番交差点）北東方30メートル地点から広島市西区南観音二丁目3番南西角先（南観音2丁目3番交差点）までの間の道路
エ	期間	昭和56年12月5日から平成26年11月28日までの間
	場所	安芸高田市甲田町下小原1776番地1先（吉田大橋北詰交差点）南方17メートル地点から安芸高田市甲田町下小原1776番地1先（吉田大橋北詰交差点）までの間の道路

(3) 車両通行帯

ア	期間	昭和61年1月1日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市西区観音新町二丁目7番北東角先（観音新町2丁目（中）交差点）西方30メートル地点から広島市西区観音新町二丁目7番北東角先（観音新町2丁目（中）交差点）までの間の道路
イ	期間	昭和61年1月1日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市西区観音新町二丁目7番北東角先（観音新町2丁目（中）交差点）東方30メートル地点から広島市西区観音新町二丁目7番北東角先（観音新町2丁目（中）交差点）までの間の道路
ウ	期間	昭和61年1月1日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市西区観音新町二丁目8番北東角先（観音新町2丁目8番交差点）西方30メートル地点から広島市西区観音新町二丁目8番北東角先（観音新町2丁目8番交差点）までの間の道路
エ	期間	昭和55年5月30日から平成26年10月6日までの間
	場所	三次市東酒屋町516番地1先（三次工業団地口交差点）西方30メートル地点から三次市東酒屋町516番地1先（三次工業団地口交差点）までの間の道路

(4) 進路変更禁止

ア	期間	平成25年5月17日から平成26年12月4日までの間
	場所	廿日市市串戸六丁目1番1号先（上平良交差点）南東方50メートル地点から廿日市市串戸六丁目1番1号先（上平良交差点）までの間の道路
イ	期間	昭和53年8月30日から平成26年10月6日までの間
	場所	三次市西酒屋町159番地2先（三次インターチェンジ交差点）南方1

		5メートル地点から三次市西酒屋町159番地2先（三次インターチェンジ交差点）までの間の道路
ウ	期間	昭和53年8月30日から平成26年10月6日までの間
	場所	三次市西酒屋町159番地2先（三次インターチェンジ交差点）西方15メートル地点から三次市西酒屋町159番地2先（三次インターチェンジ交差点）までの間の道路
エ	期間	昭和53年8月30日から平成26年10月6日までの間
	場所	三次市西酒屋町159番地2先（三次インターチェンジ交差点）東方20メートル地点から三次市西酒屋町159番地2先（三次インターチェンジ交差点）までの間の道路
オ	期間	昭和53年8月30日から平成26年10月6日までの間
	場所	三次市西酒屋町159番地2先（三次インターチェンジ交差点）北方20メートル地点から三次市西酒屋町159番地2先（三次インターチェンジ交差点）までの間の道路

(5) 進行方向別通行区分

ア	期間	平成18年10月11日から平成27年1月10日までの間
	場所	広島市中区千田町一丁目3番北西角先（鷹野橋交差点）南方30メートル地点から広島市中区千田町一丁目3番北西角先（鷹野橋交差点）までの間の道路の第1車線
イ	期間	平成12年2月2日から平成26年11月10日までの間
	場所	広島市南区宇品海岸三丁目11番26号先（宇品インターチェンジ入口交差点）東方70メートル地点から広島市南区宇品海岸三丁目11番26号先（宇品インターチェンジ入口交差点）までの間の道路の第1車線
ウ	期間	平成12年2月2日から平成27年1月10日までの間
	場所	広島市南区宇品海岸三丁目11番26号先（宇品インターチェンジ入口交差点）南方21メートル地点から広島市南区宇品海岸三丁目11番26号先（宇品インターチェンジ入口交差点）までの間の道路の第3車線
エ	期間	平成6年2月13日から平成26年10月25日までの間
	場所	広島市安佐南区沼田町伴5006番地1先（諏訪ハイツ入口交差点）北東方25メートル地点から広島市安佐南区沼田町伴5006番地1先（諏訪ハイツ入口交差点）までの間の道路の第1車線
オ	期間	平成6年7月6日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市安佐南区沼田町伴4251番地1先（伴中央駅（南）交差点）北方30メートル地点から広島市安佐南区沼田町伴4251番地1先（伴中

		央駅（南）交差点）までの間の道路の第1車線
カ	期間	平成6年2月13日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市安佐南区伴東一丁目23番13号先（瀬戸内ハイツ入口交差点）西方30メートル地点から広島市安佐南区伴東一丁目23番13号先（瀬戸内ハイツ入口交差点）までの間の道路
キ	期間	平成6年2月13日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市安佐南区伴東一丁目23番13号先（瀬戸内ハイツ入口交差点）東方30メートル地点から広島市安佐南区伴東一丁目23番13号先（瀬戸内ハイツ入口交差点）までの間の道路
ク	期間	平成6年7月6日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市安佐南区長楽寺二丁目3番21号先（交通科学館西交差点）西方30メートル地点から広島市安佐南区長楽寺二丁目3番21号先（交通科学館西交差点）までの間の道路
ケ	期間	平成6年7月6日から平成26年10月6日までの間
	場所	広島市安佐南区長楽寺二丁目3番21号先（交通科学館西交差点）東方30メートル地点から広島市安佐南区長楽寺二丁目3番21号先（交通科学館西交差点）までの間の道路
コ	期間	昭和60年6月10日から平成27年1月10日までの間
	場所	広島市安佐北区口田南一丁目27番31号先（下小田バス停前交差点）北方50メートル地点から広島市安佐北区口田南一丁目27番31号先（下小田バス停前交差点）までの間の道路の第2車線
サ	期間	昭和58年3月24日から平成26年9月18日までの間
	場所	広島市安佐北区安佐町飯室2039番地先（広島北インター入口交差点）北方20メートル地点から広島市安佐北区安佐町飯室2039番地先（広島北インター入口交差点）までの間の道路の第2車線
シ	期間	平成11年9月1日から平成26年11月10日までの間
	場所	廿日市市串戸四丁目1番北角先（藤掛交差点）北東方30メートル地点から廿日市市串戸四丁目1番北角先（藤掛交差点）までの間の道路の第1車線及び第2車線
ス	期間	平成10年12月16日から平成26年11月10日までの間
	場所	廿日市市上平良414番地1先（陽光台（北）交差点）北西方30メートル地点から廿日市市上平良414番地1先（陽光台（北）交差点）までの間の道路の第1車線
セ	期間	平成9年3月5日から平成26年12月12日までの間
	場所	廿日市市上平良162番地1先（中平良橋南詰交差点）北西方20メートル地点から廿日市市上平良162番地1先（中平良橋南詰交差点）

		までの間の道路
ソ	期間	平成9年3月5日から平成26年12月12日までの間
	場所	廿日市市上平良162番地1先（中平良橋南詰交差点）南東方20メートル地点から廿日市市上平良162番地1先（中平良橋南詰交差点）までの間の道路
タ	期間	平成9年3月5日から平成26年12月12日までの間
	場所	廿日市市上平良168番地1先（上平良（西）交差点）南東方20メートル地点から廿日市市上平良168番地1先（上平良（西）交差点）までの間の道路
チ	期間	平成9年3月5日から平成26年12月12日までの間
	場所	廿日市市上平良428番地3先（速谷神社前交差点）北西方20メートル地点から廿日市市上平良428番地3先（速谷神社前交差点）までの間の道路
ツ	期間	平成12年8月1日から平成26年12月12日までの間
	場所	廿日市市上平良200番地先（陽光台（南）交差点）北西方40メートル地点から廿日市市上平良200番地先（陽光台（南）交差点）までの間の道路
テ	期間	平成21年8月26日から平成26年11月10日までの間
	場所	福山市延広町3番南東角先（久松通り交差点）東方30メートル地点から福山市延広町3番南東角先（久松通り交差点）までの間の道路の第1車線
ト	期間	平成21年9月9日から平成26年11月10日までの間
	場所	福山市野上町二丁目7番6号先（野上町交番前交差点）北方25メートル地点から福山市野上町二丁目7番6号先（野上町交番前交差点）までの間の道路の第1車線
ナ	期間	平成21年11月11日から平成26年11月10日までの間
	場所	福山市千代田町一丁目1番1号先（競馬場前交差点）北西方30メートル地点から福山市千代田町一丁目1番1号先（競馬場前交差点）までの間の道路の第1車線
ニ	期間	平成12年3月1日から平成26年12月22日までの間
	場所	福山市今津町七丁目7番3号先（高諸神社前交差点）西方60メートル地点から福山市今津町七丁目7番3号先（高諸神社前交差点）までの間の道路の第1車線
ヌ	期間	平成20年12月10日から平成26年12月8日までの間
	場所	尾道市高須町1227番地1先（尾道バイパス東口交差点）西方30メートル地点から尾道市高須町1227番地1先（尾道バイパス東口交差点）

		までの間の道路の第1車線
ネ	期間	平成10年2月2日から平成27年1月13日までの間
	場所	尾道市高須町2468番地2南東方70メートル先（高須インター（北）交差点）南西方30メートル地点から尾道市高須町2468番地2南東方70メートル先（高須インター（北）交差点）までの間の道路
ノ	期間	昭和55年5月30日から平成26年10月6日までの間
	場所	三次市東酒屋町516番地1先（三次工業団地口交差点）東方30メートル地点から三次市東酒屋町516番地1先（三次工業団地口交差点）までの間の道路の第1車線
ハ	期間	昭和53年6月30日から平成26年12月16日までの間
	場所	三次市吉舎町三玉607番地5先（吉舎大橋東詰交差点）南西方20メートル地点から三次市吉舎町三玉607番地5先（吉舎大橋東詰交差点）までの間の道路の第1車線
ヒ	期間	昭和61年1月1日から平成26年12月12日までの間
	場所	庄原市新庄町491番地1先（新庄町交差点）南東方20メートル地点から庄原市新庄町491番地1先（新庄町交差点）までの間の道路
フ	期間	昭和62年12月1日から平成26年12月12日までの間
	場所	庄原市新庄町491番地1先（新庄町交差点）南西方30メートル地点から庄原市新庄町491番地1先（新庄町交差点）までの間の道路
ヘ	期間	昭和61年1月1日から平成26年12月12日までの間
	場所	庄原市板橋町300番地1先（板橋町交差点）西方40メートル地点から庄原市板橋町300番地1先（板橋町交差点）までの間の道路
ホ	期間	平成13年2月7日から平成26年12月12日までの間
	場所	庄原市板橋町300番地1先（板橋町交差点）東方25メートル地点から庄原市板橋町300番地1先（板橋町交差点）までの間の道路
マ	期間	平成13年2月7日から平成26年12月12日までの間
	場所	庄原市三日市町3番地1先（庄原特別支援学校入口交差点）南東方30メートル地点から庄原市三日市町3番地1先（庄原特別支援学校入口交差点）までの間の道路
ミ	期間	平成13年2月7日から平成26年12月12日までの間
	場所	庄原市三日市町3番地1先（庄原特別支援学校入口交差点）北西方30メートル地点から庄原市三日市町3番地1先（庄原特別支援学校入口交差点）までの間の道路
ム	期間	平成13年2月7日から平成26年12月12日までの間
	場所	庄原市戸郷町67番地1先（庄原変電所前交差点）西方30メートル地点から庄原市戸郷町67番地1先（庄原変電所前交差点）までの間の

		道路
メ	期間	平成13年2月7日から平成26年12月12日までの間
	場所	庄原市戸郷町67番地1先（庄原変電所前交差点）東方30メートル地点から庄原市戸郷町67番地1先（庄原変電所前交差点）までの間の道路
モ	期間	昭和56年12月5日から平成26年11月28日までの間
	場所	安芸高田市甲田町下小原1776番地1先（吉田大橋北詰交差点）北方40メートル地点から安芸高田市甲田町下小原1776番地1先（吉田大橋北詰交差点）までの間の道路の第2車線

2 請求に必要な書類

(1) 反則金を納付した者

ア 交通反則告知書又は交通反則通告書

イ 反則金の納付書・領収証書

(2) 初心運転者講習を受講した者

上記(1)アの書類及び初心運転者講習受講に係る領収証書又は初心運転者講習修了証書

(3) 違反者講習を受講した者

上記(1)アの書類及び違反者講習受講に係る領収証書

(4) 停止処分者講習を受講した者

上記(1)アの書類及び停止処分者講習受講に係る領収証書又は運転免許停止処分書

(5) 取消処分者講習を受講した者

上記(1)アの書類及び取消処分者講習受講に係る領収証書又は取消処分者講習修了証書

(6) 本来の更新区分と異なる更新区分により更新時講習を受講した者

上記(1)アの書類及び更新時講習受講に係る領収証書

3 請求及び照会窓口

広島県警察本部交通部交通指導課通告第一係

電話(082)228-0110 内線705-512